

VICSについてのお問い合わせ

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は、別表1のとおりとします。
ただし、そのサービス提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、VICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは、VICS対応FM受信機（VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機）を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICSサービスの種類の変更)

第9条 加入者は、VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 当センターは、次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。

(1) 加入者がVICSデスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき

(2) 加入者の所有するVICSデスクランブラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条 当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICSサービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICSサービス契約は、解除されたものと見なされます。

2 第11条又は第12条の規定により、VICSサービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICSサービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第4章 料金

(料金の支払い義務)

第13条 加入者は当センターが提供するVICSサービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表2に定める定額料金の支払いを要します。
なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

第5章 保守

(当センターの保守管理責任)

第14条 当センターは、当センターが提供するVICSサービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

(利用の中止)

第15条 当センターは、放送設備の保守上又は工世上やむを得ないときは、VICSサービスの利用を中止することがあります。

2 当センターは、前項の規定によりVICSサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 雑則

(利用に係る加入者の義務)

第16条 加入者は、当センターが提供するVICSサービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免費)

第17条 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由によりVICSサービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICSサービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。但し、当センターは当該変更においても変更後3年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICSサービスが可能な限度で適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。

2 VICSサービスは、FM放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機によるVICSサービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3年以上の期間を持って、VICSサービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

[別表1]「サービスの提供区域」

東京都	23区及び昭島市、あきる野市、稲城市、青梅市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、小平市、狛江市、立川市、田無市、多摩市、調布市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、府中市、福生市、保谷市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市
神奈川県	厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、川崎市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、大和市、横須賀市、横浜市
埼玉県	上尾市、朝霞市、入間市、岩槻市、浦和市、大宮市、桶川市、春日部市、上福岡市、川口市、川越市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、草加市、秩父市、所沢市、戸田市、新座市、蓮田市、鳩ヶ谷市、羽生市、飯能市、東松山市、深谷市、富士見市、本庄市、三郷市、八潮市、与野市、和光市、蕨市
千葉県	我孫子市、市川市、市原市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、鴨川市、木更津市、佐倉市、館山市、千葉市、銚子市、東金市、流山市、習志野市、成田市、野田市、船橋市、松戸市、茂原市、八街市、八千代市、四街道市
愛知県	安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、春日井市、蒲郡市、刈谷市、江南市、小牧市、新城市、瀬戸市、高浜市、知多市、知立市、津島市、東海市、常滑市、豊明市、豊川市、豊田市、豊橋市、名古屋市長尾市、半田市、尾西市、碧南市
大阪府	池田市、和泉市、泉大津市、泉佐野市、茨木市、大阪市、大阪狭山市、貝塚市、交野市、門真市、河内長野市、岸和田市、堺市、四条畷市、吹田市、摂津市、泉南市、大東市、高石市、高槻市、豊中市、富田林市、寝屋川市、羽曳野市、東大阪市、枚方市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
京都府	綾部市、宇治市、亀岡市、京都市、城陽市、長岡京市、福知山市、舞鶴市、宮津市、向日市、八幡市
長野県	飯田市、飯山市、伊那市、上田市、大町市、岡谷市、更埴市、駒ヶ根市、小諸市、佐久市、塩尻市、須坂市、諏訪市、茅野市、中野市、長野市、松本市
兵庫県	相生市、明石市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、伊丹市、小野市、加古川市、加西市、川西市、神戸市、三田市、洲本市、高砂市、赤松市、龍野市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、三木市
福岡県	飯塚市、大川市、大野城市、大牟田市、春日市、北九州市、久留米市、田川市、太宰府市、筑後市、筑紫野市、中間市、直方市、福岡市、前原市、宗像市、柳川市、山田市、八女市、行橋市
広島県	因島市、尾道市、呉市、竹原市、廿日市市、広島市、福山市、府中市、三原市、三次市
宮城県	石巻市、岩沼市、角田市、気仙沼市、塩竈市、白石市、仙台市、多賀城市、名取市、古川市
北海道(札幌地区)	赤平市、芦別市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、札幌市、砂川市、滝川市、千歳市、苫小牧市、美唄市、三笠市、夕張市
静岡県	熱海市、伊東市、磐田市、御殿場市、静岡市、島田市、清水市、下田市、裾野市、天竜市、沼津市、浜北市、浜松市、袋井市、富士市、藤枝市、富士宮市、三島市、焼津市
群馬県	安中市、伊勢崎市、太田市、桐生市、渋川市、高崎市、館林市、富岡市、沼田市、藤岡市、前橋市
福島県	会津若松市、いわき市、喜多方市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、原町市、福島市
岡山県	井原市、岡山市、笠岡市、倉敷市、総社市、高梁市、玉野市、津山市、新見市
宮城県	系満市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、名護市、那覇市
沖縄県	小林市、西都市、日南市、延岡市、都城市、宮崎市
岐阜県	恵那市、大垣市、各務原市、岐阜市、関市、高山市、多治見市、土岐市、中津川市、羽島市、瑞浪市、美濃加茂市
三重県	伊勢市、尾鷲市、亀山市、桑名市、鈴鹿市、津市、久居市、松阪市、四日市市
山口県	岩国市、宇部市、小野田市、下松市、下関市、新南陽市、徳山市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、柳井市、山口市
茨城県	石岡市、笠間市、北茨城市、古河市、高萩市、土浦市、下妻市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、水戸市、結城市
北海道(旭川地区)	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市
和歌山県	有田市、海南市、御坊市、新宮市、田辺市、和歌山市
滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、彦根市、守山市、八日市市
奈良県	生駒市、橿原市、香芝市、御所市、桜井市、天理市、奈良市、大和郡山市、大和高田市
栃木県	足利市、今市市、宇都宮市、大田原市、小山市、鹿沼市、黒磯市、佐野市、栃木市、日光市、真岡市、矢板市
山梨県	塩山市、大月市、甲府市、都留市、韮崎市、富士吉田市、山梨市
新潟県	小千谷市、柏崎市、加茂市、五泉市、三条市、新発田市、上越市、白根市、燕市、栃尾市、豊栄市、長岡市、新潟市、新津市、見附市、村上市、両津市

[別表2] 視聴料金 300円(消費税別)

《付則》 この規定は、平成13年1月1日以降、各サービス提供区域における運用開始後実施します。